

令和 8 年

第 3 回 農業委員会総会（月例会）議案

令和 8 年 3 月 9 日

前橋市農業委員会

令和8年 第3回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和8年3月9日 午後2時00分
- ・閉会日時 令和8年3月9日 午後3時08分
- ・開催場所 議会庁舎3階301会議室

・出席委員（24人）

1 番 石村 利夫	2 番 澁澤 聖一	3 番 小堀 清	4 番 星野 和幸
5 番 松島 敏男	6 番 伊能 良雄	7 番 関 けい子	8 番 横室 辰雄
9 番 坂本 忠	10 番 井田 健	11 番 平野 豊一	12 番 須賀 民雄
13 番 阿久津 昌枝	14 番 松田 智之	15 番 茂木 啓二	16 番 栗原 博
17 番 奥野 芳男	18 番 伊藤 晴夫	19 番 山口 かず子	20 番 狩野 富一
21 番 小林 要	22 番 石井 真帆美	23 番 町田 祐介	24 番 猪岡 正一

・事務局出席者

事務局長 関沼 明也 副参事 井草 依早子 局長補佐 高山 幸治 係長 山田 正史
副主幹 望月 優至 副主幹 阿久澤 強 副主幹 田部井 絢子 主任 田中 惇也
主事 高橋 翼

・付議事件

- 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第11号 農地法の規定による許可申請の取下げについて（4条）
- 議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について

・協議事項

- （1）令和8～10年度農作業委託料金等参考価格表について
- （2）令和8年度農地等の利用最適化の推進施策に関する意見について

・報告事項

- （1）農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- （2）農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- （3）農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- （4）現況証明交付状況について
- （5）農地転用等の意見聴取の結果について

事務局長	それでは、これより令和8年第3回農業委員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、澁澤会長よりご挨拶をお願いいたします。
会 長	◇（挨拶）
事務局長	ありがとうございました。続きまして、本日の出席状況について報告いたします。本日の欠席通告者は、おりませんでした。従いまして在任委員24名、中24名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。なお、本総会是一般公開となりますので、傍聴者がいる場合は随時受付をさせていただきますことをご了承ください。ここからは、会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、澁澤会長よりお願いいたします。
議 長	それでは、令和8年第3回農業委員会総会を開催いたします。初めに前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。18番 伊藤 晴夫委員、19番山口 かず子委員をお願いいたします。なお、総会での発言については、会議規則に基づき、挙手をして自己の議席番号及び氏名を告げ、議長の許可を求めてから発言をお願いします。発言は審議に関するものとし、要点をおさえ、簡潔にお願いします。特に議題外にわたったり、議題そのものの範囲を超えたりしないようご注意ください、議事のスムーズな進行にご協力をお願いします。
議 長	それでは、議事に入ります。議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から31番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
田部井副主幹	◇（説明）
議 長	なお、整理番号21番～30番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
調査副班長 (8番委員)	ご報告いたします。整理番号3条の21番から30番、売買、規模拡大です。現地・面接調査案内図は、1ページから23ページです。申請地は、堀越町及び茂木町地内の農振農用地区域内にある農地です。現地案内図（航空写真）は、21ページ、22ページをご覧ください。面接には、申請法人の代表者及び代理人が来られました。申請法人は申請地から約17kmのところに本店を置き、本市及び近隣市町村で耕作を行っている農地所有適格法人です。申請に至った経緯としては、現在、米、ネギ、ナスの作付けを中心とした農業経営を行っているが、経営の安定を図るため農地の集約、集積による規模拡大を行うものです。申請地では、ナスとネギを栽培します。出荷調整は、申請地近くに確保した拠点で行うとのことです。機械はトラクター6台、回送車3台、農業用トラック2台、コンバイン1台、田植え機2台、ネギ管理機4台を所有しているとのことです。 今回の申請地が、合計で2.2haと、近年、急激に規模拡大（農地の取得）を行っているため、労働力が不足しないのか確認したところ、主たる農業従事者19名に加え、アルバイトを雇って農作業を行うため、問題ないとのことです。ナス・ネギは、JA、前橋市場、道の駅に出荷し、2,000万円ほどの売り上げを見込んでいるそうです。 調査班としましては、営農意欲もあり、販売先の確保や将来のあるべき姿までを思いを巡らせていることが伺えたため、許可相当と判断しました。以上です。
議 長	以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
10番委員	1番について、受人の職業が会社役員ですが、適格法人の役員でしょうか。
田部井副主幹	確認していません。
12番委員	21番から30番ですが、構成員の中に中国籍の方がいますが、この人は12月の3条の申請

田部井副主幹 1 2 番委員 田部井副主幹	人と同一人ですか。 同一人です。借受地と法人から委託を受けて耕作をしています。 3 条申請時と名前（氏）が違うようですが。 外国籍の方なので、通称名と本名があります。今回は、本名で記載されています。
議 長	その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。 整理番号 3 1 番は、5 条申請と関連があるため後に一括して審議を行うこととし、整理番号 1 番から 3 0 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第 1 0 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、整理番号 1 番から 3 0 番を許可とすることに決定いたします。
議 長	次に、議案第 1 1 号 農地法の規定による許可申請の取下げ 4 条許可について、整理番号 1 番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
高橋主事	◇（説 明）
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇	◇（意見、質問等なし）
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 1 番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第 1 1 号 農地法の規定による許可申請の取下げ 4 条許可については、整理番号 1 番を承認とすることに決定します。
議 長	次に、議案第 1 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、整理番号 1 番については、先の審議で取下げが承認されたため、整理番号 2 番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
高橋主事	◇（説 明）
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇	◇（意見、質問等なし）
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 1 番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第 1 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、整理番号 2 番を許可とすることに決定いたします。
議 長	次に、議案第 1 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 2 1 番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
望月副主幹	◇（説 明）
議 長	なお、整理番号 2 番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
調査副班長 （8 番委員）	整理番号 5 条の 2 番、売買、太陽光発電施設の申請です。現地・面接調査案内図は、2 4 ページから 3 2 ページです。申請地は、宮城小学校から東約 5 4 0 m に位置し、北側と東側は農地、西側は道路、南側は宅地に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第 2 種農地です。現地案内図は、2 7 ページをご覧ください。面接には申請代理人が来られました。申請法人は、東京に本社を置き、茨城県を中心に太陽光発電事業を展開する法人です。申請地には 6 0 0 w のパネル 1, 0 2 5 枚を設置し、6 1 5 k w の能力で発電し、売電単価は、1 2 円から 1 3 円で、年間約 8 0 0 万円の売電収入を見込んでいるそうです。売電に関する手続きは整っているそうです。設置費用の回収には 1 0 年を見込んでいるそうです。撤去費用については、売電収入から積み立てると

のことで。敷地は、緩やかな南東傾斜のほぼ平坦な土地のため、南側の一部を切り盛りして整地しパネルを設置します。雨水は自然浸透としますが、大雨に備え、南東の隅に素掘りの調整池を設けます。周囲には1.5mのフェンスを設置するとのことです。設置後のメンテナンスや草刈等の維持管理は、関連会社が行なうとの事です。

調査班としましては、必要性、確実性、維持管理の計画もあり、周辺の農地に特段の迷惑をかける計画とは思えないことから、許可相当と判断しました。

議 長

以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇（意見、質問等なし）

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。

整理番号16番から21番は、3条申請と関連があるため後に一括して審議を行うこととし、整理番号1番から15番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号1番から15番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続いて、先に審議を保留にしました農地法第3条の整理番号31番、農地法第5条の整理番号16番から21番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

田部井副主幹

◇（説 明）

望月副主幹

◇（説 明）

議 長

なお、農地法第3条の整理番号31番、農地法第5条の整理番号16番から21番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

調査副班長
（8番委員）

ご報告いたします。整理番号3条の31番、整理番号5条の16番から21番、営農型太陽光発電施設一時転用の更新手続きです。2度目の更新申請です。また、一部の農地については、営農で栽培する品目を変更したいとの内容です。現地・面接調査案内図は、33ページから171ページです。申請地は、堀越町及び茂木町地内にある、農振農用地区域内にある農地です。現地案内図（航空写真）は、55ページ、78ページ、167ページをご覧ください。面接には、営農を行う法人の担当者と申請代理人が来られました。下部の営農については、水稻、ブルーベリー、陸稲を予定しているそうです。一部の農地について、ブルーベリー、サツマイモから陸稲に作目変更します。現地調査の結果、ブルーベリーを栽培している農地では、ブルーベリー42本が作付けされていました。ブルーベリーは、一部、枯れてしまったところがあるとのことで、26本追加で定植する予定とのことです。水稻を栽培している農地では、稲刈りの後が確認できました。ブルーベリー・サツマイモから陸稲に変更する農地は、耕耘されていました。品目を変更する理由は、ブルーベリーは収穫まで年数がかかることから、今回、1年ごとに収益が見込める陸稲を栽培することにしたとのことです。また、サツマイモは、苗の業者がなくなったため、水稻の出荷先に相談したところ、安定した経営が見込める陸稲の栽培を勧められたため、作目の変更をするものです。陸稲の栽培については、水稻、麦の栽培実績があり、播種機などの機械もそろっていることから、陸稲（ヒタチハタモチ）に作目変更しても十分な収穫が見込めるとのことです。水稻・陸稲で100万円ほどの収入を見込んでいるとのことです。

営農を行う法人は、申請地周辺で、米・ネギ・ナスの栽培に力を入れており、農作業を行う労働力は十分に確保され、作目の変更により収量8割確保を目指すとのことから、調査班としては許可相当と判断したいと考えます。

議 長

以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問

	をお願いします。
12番委員	資料を見ると 栽植密度欄が10a当たり4kgとあるが、間違いでしょうか
望月副主幹	4kgは、種の量です。
12番委員	灌水施設はあるのでしょうか
望月副主幹	あると聞いています。
4番委員	何度目かの更新申請ですが、ブルーベリーは収穫ができていますかできていないようなら何か対策をしないと、収穫ができないのではないですか。また、他の作物への変更も検討すべきではないですか。
望月副主幹	現在までに収穫できたとの報告は受けていません。追加で定植するなどして収穫を目指しています。
8番委員	申請地は、石が多くトラクターが入れない土地のようで、他の作物への変更が難しいためブルーベリーでの収穫を目指しているとのこと。
4番委員	申請地の土が良くないのであれば、鉢で栽培するなども検討したほうが良い。
望月副主幹	ありがとうございます。本日いただいた意見を代理人を通じ申請人に伝えます。
21番委員	ブルーベリーを作付けしている申請地の案件だけ、1年間の更新とするのはどうか
望月副主幹	申請地にはブルーベリーも作付けされており、また追加での定植を予定していることから調査班長からの報告のとおり、3年間の更新としたいと考えます。
議 長	ブルーベリーは、1年では結果がでないので、3年間としたのだと思います。よろしいでしょうか。
21番委員	はい。
議 長	他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農地法第3条の整理番号31番、農地法第5条の整理番号16番から21番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇(挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、農地法第3条の整理番号31番、農地法第5条の整理番号16番から21番を許可とすることに決定いたします。
議 長	なお、3,000㎡を超える許可処分については、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知をお願いします。
議 長	次に、協議事項(1)令和8から10年度農作業委託料金等参考額表について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。
阿久澤副主幹	◇(説 明)
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
21番委員	本件を紙でいただきたい。
阿久澤副主幹	次回の総会で配布します。
議 長	その他ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。令和8から10年度農作業委託料金等参考額表について、原案を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇(挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、協議事項(1)令和8から10年度農作業委託料金等参考額表については、原案を承認とすることに決定いたします。
議 長	次に協議事項(2)令和8年度農地等の利用最適化の推進施策に関する意見について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。
根岸副主幹	◇(説 明)
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇	◇(意見、質問等なし)
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。令和8年度農地等の利用最適化の推進施策に関する意見について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

議 長

議 長

◇ (挙 手)

全員賛成でありますので、協議事項（２）令和８年度農地等の利用最適化の推進施策に関する意見については、原案を決定いたします。

次に、２４ページ以降の報告事項ですが、報告事項（１）から（４）までの内容は、

- | | |
|---------------------------|-----|
| （１）法第４条の届出書の受理状況 | ６件 |
| （２）法第５条の届出書の受理状況 | ２１件 |
| （３）法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況 | ３３件 |
| （４）現況証明交付状況について | ２件 |

議 長

また、報告事項（５）は、第２回総会において許可とした、法第５条の農地転用１件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

議 長

それでは、以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、『総会を閉会』いたします。